

発刊にあたって

堺市長 田中和夫

本市は第二次世界大戦で5次にわたる空襲を受け、市街地の大半が焼け野原になると同時に、多くの市民が犠牲になり、また多くの出征兵士が帰らぬ人となりました。再び、この地球上で人が人を殺し人権を根こそぎ破壊してしまう戦争をおこしてはなりません。本市は昭和58年3月25日に「非核平和都市」宣言をしています。

このたび、国際平和年にあたり「平和 いのち」堺戦災関係資料集を刊行いたしました。この機会に本市が歴史的にみても中世自由都市以来平和への強い願いをもった街であることを考えあわせ、人間の尊厳と生命を奪いさる悲惨な戦争体験を繰り返すことのないよう市民のみなさんとともに決意を一段とかためたいと思います。



ことし1月15日、20歳の成人たちや関係者と共に非核平和の願いを込めたメッセージを風船に託して大空へ放つ。(写真中央 田中和夫市長)

〔戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認〕
第九条 日本国民は、正義と秩序とする国際平和を誠実に希求し、國權の基調とする
發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段
としては、永久にこれを放棄する。
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國
の交戦権は、これを認めない。

第 九 条

日本国憲法（前文）

日本国民は、正当に選舉された国会における代表者を通じて行動し、われらと
われらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが國全土にわたって自
由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の慘禍が起ることのな
いやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法
を確定する。そもそも国政は、国民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威
は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこ
れを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くも
のである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深
く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの
安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、圧
迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある
地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と次第から免
かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
われらは、いつの國家も、自國のことに専念して他国を無視してはなら
ないのであって、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふこと
は、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信
ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成す
ることを誓ふ。

目 次

発刊にあたって	1
戦災を受ける前の街並	2
戦時下・堺の表情	4
空襲	14
堺市史編纂の記録から	15
アメリカ軍の「堺大空襲、作戦報告	16
警察局資料にみる空襲下の街の声	19
堺大空襲翌日の新聞	21、49~52
第一次から第三次空襲	22
7月10日大空襲(第四次)	24
第一次疎開地区記録(画)	32
五社共同特報	53
敗戦直後の堺	46
今も残る戦災の跡	46
次々発刊された体験記	54
平和を求めてきた堺の人々	56
ヨーロッパ宣教師が見た平和な中世の堺	56
地中にたび重なる戦火・大火の跡	58
戦災・戦争の歴史をたずねて	59
君死にたまふことなれ	60
15年戦争年表	62
非核平和の街へ	66
非核平和都市宣言に関する決議	67
広島・長崎の原爆被災概要	68
「核の冬」現象はこうして起る	69
ひろがる非核平和宣言自治体	70
堺戦災・戦争関係資料目録 編集を終えて	72

1945年7月10日堺市に焼夷弾を投下したB29を、防空部隊の探照灯が交差照射してくっきりとその姿をとらえている。火花は、落下中の焼夷弾(『日本空襲』昭和46年毎日新聞社発行から転写・翌11日付の同紙にも掲載)